

第6回 那珂川市農業委員会会議録

令和5年9月12日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和5年度第6回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

- 第21号 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)
- 第22号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
- 第23号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)
- 第24号 農用地利用集積計画の利用権設定について (1件)
- 第25号 非農地証明について (2件)

【報告】

- 第10号 専決処分について
農地法第18条第6項の規定による通知書について (2件)
- 第11号 専決処分について 現況証明について (2件)

【その他】

- ① 地域計画に関する要望について
- ② 地域計画に関するアンケートについて

<出席委員>

農業委員

会長 結城 五子 2番 高橋 堅 3番 山崎 美代子
4番 白水 正彦 5番 内野 学 6番 上野 信之
7番 佐伯 久典

農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳 2番 添田 英一 3番 八尋 博基
4番 真鍋 利明 5番 重松 栄作

<欠席委員 >

農業委員 1名

<事務局>

事務局長 真鍋 勝大
係長 眞鍋 翔輝
書記 手嶋 雄美子

開会 (午後3時00分)

議 長	<p>皆さんこんにちは。稲刈りも始まりお忙しいところご参加いただきありがとうございます。ただいまから、令和5年度第6回農業委員会総会を開会します。</p> <p>では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。2番、高橋 堅委員と、3番、山崎美代子委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は、挙手をして、指名されてから発言をお願いします。</p> <p>では、議案に入ります。</p> <p>議案第21号番号1農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第21号番号1農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。資料編も2ページをお願いします。譲渡人、譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、面積、地目等は議案書に記載のとおりです。内容は贈与です。譲受人は譲渡人の孫にあたります。3ページをお願いします。現在所有地は、譲渡人の名義となっている2,054平米となっています。農地法上、所有地は個人ではなく、世帯単位でみますので、2親等以内の親族は世帯員等とみなされますので、所有農地の欄に記載されています。議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。申請理由につきましても、所有者である祖母が高齢で、施設に入所したためとなっています。作付計画は、従来どおり、米と野菜で自家消費となっております。農作業に従事する世帯人等は、本人と夫の2名です。8ページをお願いします。使用する農機具は、トラクター、耕運機、田植え機、コンバインで既に所有されておりまして、譲渡人の自宅に保管されています。通作方法は、通作距離が0.5キロ、所要時間が5分、交通手段は、空欄になっておりますが、徒歩になります。通作の拠点として、〇〇の方の譲渡人の実家から通われるとのことですので、こちらからの通作方法を記載しております。農業経験はありまして、家族で田畑を耕作されてきたということです。9ページから13ページまでは登記事項証明書、14、15ページに字図、16ページに位置図を添付しております。資料編の1ページをお願いします。今回の申</p>

		請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしております。以上です。
議	長	では、担当推進委員の意見をお願いします。
	推進委員	はい。9月22日に〇〇さんの孫にあたります〇〇さんからお電話がありまして、ご自宅の方に伺いたということで、お会いしました。内容は先ほどの事務局から説明がありましたとおり、〇〇さんの農地を贈与を受けるということで、農業委員会に申請書類が必要ですのでということで押印をお願いしますということで、お見えになりました。その中で、今までも農業をしてきたので、農地を守っていきたい、継続していきたいということでございました。そういうことでしたので、押印をさせていただきました。以上です。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第21号番号1は、許可することに決定しました。 次に、議案第21号番号2農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第21号番号2農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 議案書の18ページ、資料編は3ページになります。譲渡人、譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、面積、地目等は議案書に記載のとおりです。契約内容は売買契約です。所有地、借入地は0平米です。議案書の23ページ営農計画書をお願いします。申請理由については、令和4年まで佐賀市内で農業をしていたので、福岡で自分のできる範囲で農業をしたい、ということです。作付計画は、ニンニクです。申請地の面積を合計しますと2,397平米ありますが、樹木がありまして、史跡地内のため文化財保護法の規制があり、抜根などできないということで、ニンニクの作付面積としては、記載のとおりとなっております。出荷先は、以前、

	<p>佐賀で営農をされていた時の出荷先であります〇〇にされるということです。農作業に従事する世帯員等は、本人一人でされるということです。24ページをお願いします。使用する農機具は、耕運機、草刈機で、(法人名)〇〇より借用されるということです。通作方法等は、通作距離が11キロ、所要時間が40分、交通手段は、車です。農業経験はあり、令和4年まで佐賀の方で、農業法人の代表として、5年間、米、もち麦、アスパラガス、スイートバジル、あわせて、約5.5ha栽培されていたということです。ニンニクの栽培経験はないということです。出荷先の業者から栽培技術指導を受けるということです。25ページから27ページまでは登記事項証明書、28ページに字図、29ページに位置図を添付しております。こちらの申請につきましては、譲受人の農地が現在ないため、譲受人本人に直接ヒアリングをさせていただいております。担当推進委員と事務局で、面談をしまして、その後申請地の現地確認を行っております。後ほど担当委員からご報告がありますが、聞き取りと現地確認を踏まえて、事務局としては特段問題ないと判断しております。</p> <p>資料編の1ページをお願いします。今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしております。以上です。</p>
議 長	では、担当推進委員の意見をお願いします。
推 進 委 員	<p>はい。申請地は、資料編の3ページ、資料に記載のとおりです。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、8月25日に申請者が来庁されまして、一緒に申請内容について、お話を伺っています。その後、現地に行きまして、確認を行っております。23ページの営農計画書に書いてありますように、現地では、十分、申請内容が実施できるのではないかとというふうに判断しました。以上です。</p>
議 長	質疑がある方は挙手をお願いします。
農 業 委 員	よろしいでしょうか。
議 長	はいどうぞ。
農 業 委 員	申請人の方が会社員であって、農業従事日数が150日と書

		いてありますが、これはアグリ関係の会社かなんかでしょうか。
議	長	会社勤めで、されるのは個人でということでしょうか。
事	務	局
		<p>そうです。農業以外の職業のところに会社員とあるんですけれども、この会社は、農業法人ではないです。</p> <p>電気関係の会社のほうに勤めてあるんですけれども、役員をされているということで、時間は自由に融通が利くということで農業従事150日は確保できるとのことです。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>〇〇(出荷先)は、現在も、関わりを持っていらっしゃるのでしょうか。</p>
事	務	局
		そうですね。佐賀の方で農業をされていた時の取引先でそのままこちらの方でも取引を続けるということですよ。
議	長	申請地は水の心配があるようですけれども。
事	務	局
		申請地のすぐそばに貯水槽があって、そこからポンプアップされる計画です。ただ、十分な量ではないと思いますので、不足する分は、タンクで運んでくるということです。
議	長	<p>大変ですね。作物を栽培するのは水が大事なことではあるし。ご本人もわかってされていると思いますので。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
		(質疑なし)
議	長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員賛成により、議案第21号番号2は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第22号番号1農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事	務	局
		<p>議案第22号番号1農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>議案書の31ページ、資料編は4ページになります。農地法第4条の規定による許可申請になります。1、申請人の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、面積、地目等は申請書に記載のとおりです。3、転用計画は(1)転用の目的が、通路。詳細は、農地に行くための通</p>

	<p>路拡張となっています。(2) 利用期間は、許可後から永年となっています。議案書の32ページから35ページに登記事項証明書、38ページが字図になります。字図の申請地に隣接しております○番、○番、○番、その他小面積の土地がたくさんあるんですが、こちらは住宅への転用許可済でして、○番の方は既に宅地造成されている状況です。また、申請地の一部は、既に通路として造成されている状態です。そのため始末書の添付がされております。○番については、許可後に着工予定となっております。</p> <p>37ページが位置図になっております。38ページが資金計画書、39ページに預貯金の残高証明書を添付しております。40ページが事業計画書、41ページが被害防除計画書になります。1、排水計画については、雨水排水は、用水路放流。汚水処理・生活雑排水は無しです。</p> <p>続きまして農地区分について、説明します。資料編の4ページをご覧ください。申請地の農地区分は第3種農地区分には該当しません。申請地の農地を中心とした300メートルの円を示していますが、上下水道のが通った沿道の区域ではないので第3種農地の要件には該当しません。農地の広がりには3.5ヘクタールとなっております、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないため、申請農地は、第2種農地と判断されます。こちら第2種農地なんですけれども、既存敷地拡張や隣接する農地と一体として、利用するものについては、代替地の検討は不要となっておりますので、この申請については代替地検討は不要となっております。</p> <p>議案書に戻りまして、42ページが水利関係承諾書、43ページに農地転用事前協議の回答、44ページ文化財確認願いの回答、45ページが始末書、46、47ページが図面になりますので確認をお願いします。以上です。</p>
議 長	ありがとうございます。では、担当委員の意見をお願いします。
農 業 委 員	8月23日に現地確認をしました。すでに一部されておりましたので、ここに始末書が添付されているものと思います。あとは事務局の説明通りです。
議 長	質疑のある方は挙手をお願いします。

農 業 委 員	はい。
議 長	どうぞ。
農 業 委 員	<p>こういうケースは、今までずっとあってきているんですが、登記簿上は、地目は田ですよ。それで、既に道路として出来ている、そうなった時に個人としては、道路を田を地目変更することはないと思うんですが、それを道路だから、地目変更してくださいというような要請はするんですか。</p>
事 務 局	<p>農業委員会としては、農地台帳の関係もあって、きちんと現況どおりの地目にしていただかないといけないので、そういった相談があった場合は、例えば非農地証明するか、転用するとかして、地目を変更してくださいとお伝えしています。</p>
農 業 委 員	建設課もね。前からこの問題はありますよね。
事 務 局	<p>そうですね。申請地は私道になりますが、道路の地目の話は、公道の場合と私道の場合とあって、個人で道を作る場合は、転用の申請だったり、非農地証明が必要だったり、登記地目も変えていただく必要があります。</p> <p>ただ、公道の場合は、登記法上、地方公共団体の所有する土地について、登記の変更が義務化されていないので、地目がそのまま、農地となって残っているケースがあります。</p>
農 業 委 員	わかりました。
議 長	他に質疑はないでしょうか。
	(質疑なし)
議 長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により、議案第22号番号1は、許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第23号番号1農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第23号番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>議案書は49ページ、資料編は5ページになります。</p>

		<p>議案第23号番号1農地法第5条の規定による許可申請になります。申請者、所有者の住所欄、許可を受けようとする土地の所在地、面積、地目等は記載内容のとおりです。3. 転用計画が（1）転用目的が、自家用の駐車場、理由の詳細が、隣地自宅の駐車場として利用のためとなっております。（2）利用期間が許可後から永年となっております。議案書50ページが登記事項証明書、51ページが字図、52ページが位置図となります。53ページ資金計画書、54ページが通帳の写しとなっております。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します、資料編の5ページをご覧ください。申請地の農地区分は第3種農地の基準に該当しません。農地の広がり約5.6haとなっております、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないため、申請のうちは、第2種農地と判断されます。こちら第2種農地なんですけれども既存の敷地の拡張や隣接すると土地と一体して使用するものについては、代替地の検討は不要となっております。議案書に戻りまして55ページに水利関係承諾書、56ページに農地転用事前協議の回答、57ページ文化財確認願いの回答、58ページから60ページが図面となっております。以上です。</p>	
議	長	では、担当委員の意見をお願いします。	
農	業	委員	はい。58ページ、ハウスと書いてありますけれどもここが今、譲受人の農機具の置き場になっておるんです。この部分はほとんどが、農機具の置き場になっています。畑の耕作としては使っていない。その後を分筆して、売買するということです。現況としては、ほとんど変わらないということです。問題ないと思います。以上です。
議	長	はい。ありがとうございます。 質疑がある方は挙手をお願いします。	
		(質疑なし)	
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。	
		(全員挙手)	
議	長	全員賛成により、議案第23号番号1は、許可することに決定しました。 次に、議案第24号番号1農用地利用集積計画の利用権設定	

		について事務局から説明をお願いします。
事務局		議案第24号番号1農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたします。 議案書の61ページ、62ページが利用権設定についての資料になります。資料編は6ページをご確認ください。新規が1件です。詳細については、申出書の記載内容をご確認ください。
議長		とりあえず1年間ということですか。
事務局		裏作の麦だけになります。今回新規ということで、申請されておりますが、継続はせず、1回だけ麦を作るということです。
議長		質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議長		質疑が無いようですので、採決を行います。 決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議長		(全員挙手)
議長		全員賛成により、議案第24号番号1は承認されました。 次に、議案第25号番号1非農地証明について事務局から説明をお願いします。
事務局		議案第25号番号1非農地証明について。議案書64ページ、資料編は10ページになります。願出人の住所、氏名、土地の所在地などは、議案書に記載のとおりです。65ページから67ページまで関係書類を添付しております。66ページの字図を見ていただきますと、隣接する土地、○番については、住宅への転用の許可済です。届出農地は、13平米と極小地で農地としての利用が困難な状態です。資料編の8ページをお願いいたします。申請地は、第3非農地証明書の発行基準(2)のアからカの要件を満たしております。以上です。
議長		では、担当委員の意見をお願いします。
農業委員		8月23日に現地確認に行きました。事務局から言われたように○番が7月の農業委員会にかかって、その時も現地確認に行った時にも少し出っ張ったような、土手のようなところでした。今現在はもう、一つの土地になっております。土地が狭くて、畑とかになるような土地ではありません。

		した。以上です。
議	長	はいありがとうございます。 質疑がある方は挙手をお願いします。
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第25号番号1は、承認されました。 次に、議案第25号番号2非農地証明について事務局から説明をお願いします。
事	務	議案書の69ページ、資料編は11ページになります。 願出人の住所、氏名、土地の所在地等は、議案書に記載のとおりです。70ページから74ページが関係書類を添付しております。願出の農地は、昭和60年8月5日付で駐車場への転用の届出を受理しております。その後、届出どおり駐車場として利用されておりましたが、平成30年頃に駐車場としての賃貸借契約を解除されて、現在は更地となっている状況です。現況としては、昭和60年時点の届出どおりの現況となっておりますので、現況証明ができないため、非農地証明願いをされております。過去の航空写真の確認で一旦駐車場にして使用されていて、届出以降農地されていないことは確認できました。資料編の8ページの第3非農地証明書の発行基準の(2)のアからカの基準を満たしております。以上です。
議	長	では、担当委員の意見をお願いします。
農	業	8月24日に現地の確認を行いました。市街化区域でして、地目は田ということで、事務局から説明があったとおり、非農地証明願が出されております。以上です。
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により、議案第25号、番号2は、承認されました。 次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決

	<p>事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号番号1専決処分について農地法第18条第6項の規定による通知書について報告いたします。</p> <p>議案書76ページになります。賃貸借の合意解約の通知書になります。77ページに解約書を添付しております。賃借人の住所、氏名、対象農地等は記載のとおりです。契約内容は利用権となります。令和5年7月31日に合意解約が成立し、即日引渡しとなっております。</p> <p>続きまして、報告第10号番号2専決処分について農地法第18条第6項の規定による通知書について報告いたします。</p> <p>議案書79ページをお願いいたします。こちらも賃貸借の合意解約の通知書になります。80ページに解約書を添付しております。賃借人の住所、氏名、対象農地等は記載のとおりです。契約内容は利用権となります。令和5年8月24日に合意解約が成立し、令和5年9月30日に引渡し予定となっております。</p> <p>続きまして、報告第11号番号1専決処分について現況証明について報告いたします。</p> <p>議案書82ページについて、現況証明願を添付しております。農地転用は昭和61年1月10日付、転用目的は、石油スタンドで届出受理済です。現地を確認しまして、8月19日付で現況証明書を発行済です。</p> <p>続きまして、報告第11号番号2専決処分について現況証明について報告いたします。</p> <p>議案書84ページについて、現況証明願を添付しております。農地転用は、平成15年7月4日付、転用目的は、給油所及び修理工場で届出受理済みです。現地を確認しまして、8月28日付で現況証明書を発行済です。</p> <p>報告については、以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>最後に、その他について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>

議 長	事務局から説明のあった要望書の件について、質問・ご意見はございますか。（質疑等なし） では、その他の2つ目、地域計画に関するアンケートについて事務局よりお願いします。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	これで本日の総会を閉会します。次回は10月11日（火）、午前9時半からです。お忙しいところありがとうございました。お疲れ様でした。
	10時 31分 閉会